

令和7年度第3回全国健康保険協会秋田支部評議会議事録

開催日時：令和8年1月14日（水）10：00～11：30

開催場所：パーティーギャラリーイヤタカ 4階 ジョージアンホール WEST

出席者：松渕評議員（議長）、佐々木（宏）評議員、佐野評議員、佐々木（卓）評議員、
畠山評議員、栗盛評議員、田口評議員（代表別・50音順）
加藤支部長、菅原部長、齊藤部長、今野グループ長、二田グループ長、
横山グループ長、本間グループ長、小池主任（記）、高橋スタッフ、太田スタッフ

議事録署名人：佐々木（宏）評議員、佐々木（卓）評議員

〔議題〕

1. 令和8年度秋田支部保険料率について

（令和8年度介護保険料率、子ども・子育て支援金率、インセンティブ制度にかかる令和6年度実績）

資料1-1、資料1-2に基づき事務局から説明するとともに、支部長から以下の説明を行った。

【支部長説明】

- ・当支部の令和8年度保険料率は、10.02%（令和7年度10.01%）と算定されている。（資料1-1のとおり）
- ・今般、政府全体の方針を踏まえ、厚生労働省から協会本部に対して、平均保険料率0.1%の引下げにもかかわらず、令和8年度都道府県単位保険料率が上昇する支部に関して、特例的に、令和7年度保険料率と同率に据え置く方向で対応するよう極めて強い要請があった。
- ・その際、本来の令和8年度都道府県単位保険料率との差分については、次年度以降、複数年度で調整して平準化を図る措置が検討されている。
- ・これらを踏まえ、当支部の令和8年度の保険料率は、令和7年度保険料率と同率の10.01%に据え置くこととしたい。

意見等については次のとおり。

【学識経験者】

据え置きは妥当である。協会や厚生労働省の判断を評価したい。

平均保険料率は9.9%と下がったが、秋田支部保険料率は10.02%に上がった。どう捉えれば良いか。他支部で大きく下がった支部はあるのか。また、令和8年度の保険料率を据え置くこととなった経緯を説明いただきたい。

【事務局】

平均保険料率が引き下げられれば支部保険料率の算定基準もそれに伴い引き下げとなる。平均保険料率が引き下げとなった結果、支部保険料率が下がる、または、上がりはするが上がり幅が抑えられることとなる。

また、保険料率算定方法は法令で定められているため、平均保険料率が下がっても、保険料率が上がる支部があるのが現状の計算方法。この度の特例対応と精算方法等は省令改正を前提とした話であると認識している。

【学識経験者】

この度の引き下げ分 0.01%はどのように調整されるのか。

【事務局】

精算方法等については、今後検討される。

【事業主代表】

平均保険料率の引き下げ幅が 0.1%では少ないと思うが、下がったことに大きな意味がある。最低賃金が本年 4 月より上昇し、地元企業は賃上げをする必要があり、その分社会保険料も上昇するので、少しでも下がることは良かった。

【被保険者代表】

今まで協会が試算していた準備金残高が毎年右肩上がりであることに対し、各都道府県の評議会で平均保険料率を下げるという意見が増え、0.1%でも下がったということは評価ができる。今後も平均保険料率の変動については柔軟性を持って対応していければ良いのでは。

【被保険者代表】

加入者の立場から、平均保険料率の引き下げが報道されているなか、秋田支部保険料率が 10.1%に据え置かれることを周知する際、今まで通りの広報では加入者には伝わらない。どのような周知方法を考えているか。

【事務局】

各事業所や任意継続加入者へお送りする保険料納付書と併せてお送りしている広報誌をはじめ、HP や各種 SNS を用いた広報を実施予定。広報の中身は本部と打ち合わせをし、工夫しながら実施していく。

いずれにせよ秋田支部は保険料率が全国に比べ高い水準にあるため、加入者には保険料が高いこと、及び医療費の上昇を食い止めるためには健康づくりや行動変容が重要であることを認識していただけるよう広報を実施する。

【被保険者代表】

評議会で出た発言も含め、伝わるような工夫をしてほしい。また、子ども子育て支援金についても、より丁寧な説明をしてほしい。

【学識経験者】

支部保険料率算定に係るインセンティブのポイントについて、前年度からの伸び率が勘案されると説明があったが、秋田支部の保険料率上昇をインセンティブ制度でカバーするのは不可能と思われる。秋田県は特に高齢化が進んでおり、一人当たり医療費が高いことを改善するのが難しい。

また、健診受診者が増えれば、その分、フォローが必要な特定保健指導対象者や医療機関への受診勧奨

対象者の母数が増えるため、逆に、インセンティブが下がる可能性があるためバランスが難しい。

インセンティブに沿った事業も重要だが、今後は若年層に対する健康予防策の推進が重要と思われる。

【事業主代表】

平均保険料率の議論について、準備金残高の基準を明確にすべき。すべてのリスク要因が同時に発生したときに必要な金額をベースとし、それをカバーできる準備金の確保や、ソルベンシーマージン比率等を参考にするなどして中長期的なシミュレーションをするべき。

秋田支部はそもそも年齢などの調整前保険料率が全国と比べ非常に高いため、この保険料率をどのようにしていくかが重要。平均保険料率は下がるが、据え置きでなければ、実際は 0.01%上がっていたことを含め、保険料率を下げるための努力が必要。

保険料率の仕組みやインセンティブ制度などを加入者や事業主はあまり認知していない。健康寿命をいかに伸ばすか、病気の発症を遅らせ、高齢者医療費の伸び率をどう抑えるか、病院待合室のサロン化などの問題を秋田県全体で考え、正しい行動をすべきである。秋田県は特に高齢化が進む県であるため、各種事業や行動がモデルケースになるよう努力していかなければならない。

加入者や事業主が「知らない」ということを減らすために、健康保険制度などを学ぶ機会を創出すれば、行動変容につながるのではと考える。

【学識経験者】

加入者や事業主にどう知ってもらうかについて、事業所、企業単位の講習会を行い、保健師等が説明を行うことで加入者や事業主の健康保険制度やインセンティブ制度についての理解が深まり、行動変容、保険料率の引き下げにつながるのではないかと考える。

【事務局】

2012 年以降 10%を維持してきた平均保険料率が引き下げられたが、秋田支部の料率は本来であれば、0.01%上がっていた。本日いただいたご意見をもとに、保険料率の抑制につながるよう、次年度も課題解決のための事業を積極的に行っていきたい。

2. 令和 8 年度秋田支部事業計画（案）及び保険者機能強化予算（案）について

資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3 に基づき事務局から説明。意見等は次のとおり。

【学識経験者】

学齢期がいる世帯への減塩啓発について、新たに素材を作るばかりではなく、秋田県栄養士会や各教育機関に資料があるため、関係団体と連携して進める事業としてほしい。

秋田県主催の健康寿命に関する会議は事業主、関係団体、市町村関係者が参加しており、その会議の場で協会けんぽなどの保険者が健康寿命の延伸や健康保険制度に関する講演を行い、共有する場を作ることが必要であると考えます。

【学識経験者】

電子申請に関することで事業所に対しお願いすることはあるのか。

【事務局】

基本的に加入者個人や社会保険労務士が電子申請を利用する。加入者、事業所に広報を行うだけでなく、社会保険労務士会にも協力依頼・周知依頼を進めている。

【学識経験者】

新規事業を含め、着実に実行していただきたい。減塩事業について、秋田県の塩分摂取量は近年どのように推移しているのか（特に若年層）、統計データなどはあるのか。

【学識経験者】

国民健康栄養調査の結果を見ると全国平均に近づいているが、いまだに秋田県は塩分摂取量が多い。秋田県の調査結果として味付けが濃いものを好むといった傾向も出ているため、やはり食文化として濃い味が好まれる風潮があり、年代別、都道府県別でも塩分摂取量が多い状況にある。

〔報告事項〕

1. 令和7年度上期秋田支部事業報告について

資料3に基づき事務局から説明。意見等は次のとおり。

【被保険者代表】

令和7年度下期の施策に肺がん検査の未治療者に関する受診勧奨実施とあるが、肺がん検査で再検査となった者に対する受診勧奨行うということか。

【事務局】

胸部レントゲン検査の結果に基づき受診勧奨を行う。

【学識経験者】

被扶養者に係る特定保健指導実施率について、前年同期3.6%に対して、今年度10.5%と実施率が大きく上がっている要因は何か。

【事務局】

昨年度の下期に指導を実施したものが3か月から半年を経て今年度の実績に反映されている。昨年度の下期に各商業施設における集団検診を増やしたことと検診当日に指導を実施できたことが実施率の向上につながったと思われる。

【学識経験者】

バイオシミラーの使用促進について、これもジェネリック医薬品の使用割合と同じ数値目標か。

【事務局】

ジェネリックとは別である。バイオシミラーについては、「2029年度末までにバイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の60%以上とする。」という数値目標がある。現在、秋田支部においては17成分あるうち7成分が80%以上置き換わっており、40%強の置き換え率となっている。

【事業主代表】

返納金債権について、マイナ保険証の普及が資格喪失後受診による返納金債権の発生抑制につながっているという感触はあるか。

【事務局】

マイナ保険証に切り替わり、支払基金における請求先の振り替えが行われることで資格喪失後受診による返納金の発生抑制に繋がっている。

【被保険者代表】

令和7年度下期に秋田県PTA連合会と連携し、県北地区の小学5、6年生に対して健康冊子を送付とあるが、県央、県南地区の小学校にも配付をするのか。

【事務局】

作成部数の関係で今年度は県北地区に対してのみとなったが、次年度に県央、県南地区の小学校に対しても配付を行う。

■次回評議会の開催 令和8年3月中旬予定